

平成30年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

平成30年7月6日（金）

午前10時 開 議

【再 開】	
・町民憲章朗唱		
【会議録署名議員の指名】	
日程第1 会議録署名議員の指名		
【諸般の報告】	2
日程第2 諸般の報告		
・例月現金出納検査報告書の配布		
・陳情書の配布		
(1) 陳情第6号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充 を求める陳情書		
(2) 陳情第7号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書		
・出張報告		
【請願第1号～第2号・陳情第8号～第9号委員会付託】	2
日程第3 請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業 を守る施策推進を求める請願		
日程第4 請願第2号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批 准することを求める請願		
日程第5 陳情第8号 吉ヶ沢自治会内「鈴野地区」における水道給水施設の整備 についての陳情書		
日程第6 陳情第9号 吉ヶ沢自治会内「宇別地区」における水道給水施設の整備 についての陳情書		
【報告第3号～第9号上程、報告】	3
日程第7 報告第3号 平成29年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて		
日程第8 報告第4号 平成29年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告に ついて		

- 日程第9 報告第5号 平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について
- 日程第10 報告第6号 平成29年度葛巻町水道事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について
- 日程第11 報告第7号 平成29年度葛巻町の資金不足比率について
- 日程第12 報告第8号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について
- 日程第13 報告第9号 町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について

【承認第1号・議案第19号～第23号・認定第1号～第2号・同意第2号～第10号上程、説明、委員会付託】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 日程第14 承認第1号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第15 議案第19号 平成30年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第20号 葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第21号 葛巻小学校大規模改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第18 議案第22号 ふれあい宿舎グリーンテージ改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第19 議案第23号 財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて
- 日程第20 認定第1号 平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第21 認定第2号 平成29年度葛巻町水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 同意第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第23 同意第3号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第24 同意第4号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第25 同意第5号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第26 同意第6号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第27 同意第7号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第28 同意第8号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第29 同意第9号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第30 同意第10号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

【決算審査結果報告】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 監査委員決算審査結果報告

日程第31 一般質問

(1) 4番 柴田勇雄君

(1) 森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）創設に係る町の
対応について

(2) JRバス葛巻駅構内舗装破損等対応について

平成30年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

議事日程告示年月日	平成30年6月28日（木）					
再開年月日	平成30年7月6日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成30年7月6日（金） 開議10時00分 散会13時55分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1			6	姉帯春治	○
	2	山崎邦廣	○	7	山岸はる美	○
	3	大平守	○	8	辰柳敬一	○
	4	柴田勇雄	○	9	高宮一明	○
	5	鈴木満	○	10	中崎和久	○
会議録署名議員	2番	山崎邦廣		6番	姉帯春治	
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉		議会事務局総務係長	村木晋介	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	農林環境エネルギー課長	山下弘司
	副町長	觸澤義美	建設水道課水道事業所長	和野康弘
	教育長	吉田信一	教育委員会事務局教育次長	石角則行
	農業委員会長	深澤進	病院事務局長	松浦利明
	代表監査委員	馬渕文雄	農業委員会事務局長	千葉隆則
	総務企画課長	丹内勉	総務企画課室長	大川原洋一
	政策秘書課長	服部隆行	政策秘書課室長	波紫徳彰
	住民会計課長	村中英治	総務企画課財政係長	近藤桂太
健康福祉課長	檜木幸夫			

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。
ただいまから、平成30年葛巻町議会を再開します。
本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (触沢誉君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。
葛巻町民憲章。
第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。
第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。
第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席ください。
以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。
これから、平成30年葛巻町議会7月定例会議を開きます。
ただいまの出席議員は、9名です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
お諮りします。
本定例会議の会議日程は、葛巻町議会総合条例第4条で、本日から7月13日までの8日間と規定されておりますが、議事の都合により、本日から7月17日までの12日間としたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。
したがって、本定例会議の会議日程は、本日から7月17日までの12日間とすることに決定しました。
本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。
これから、本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、山崎邦廣君及び6番、姉帯春治君を指名します。
次に、日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、陳情第6号、国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情書及び陳情第7号、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書の2件については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

4月16日から17日まで、岩手地区議会議長会平成30年度通常総会出席のため、雫石町に出張しました。

4月19日から20日まで、平成30年度葛巻町議会政務調査会定期総会及び輝くふるさと常任委員会県内視察研修のため、遠野市及び住田町に出張しました。

5月25日、久慈自動車学校懇親会出席のため、久慈市に出張しました。

5月28日、全国町村議会議長会議長・副議長研修会出席のため、東京都に出張しました。

5月29日から30日まで、輝くふるさと常任委員会勉強会出席のため、東京都に出張しました。

6月12日から13日まで、葛巻高等学校県外職場訪問同行のため、東京都及び神奈川県に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成30年葛巻町議会3月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、請願第1号、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願及び日程第4、請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願の2件を、一括議題とします。

この請願については、葛巻町議会総合条例第85条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

次に、日程第5、陳情第8号、吉ヶ沢自治会内「鈴野地区」における水道給水施設の整備についての陳情書及び日程第6、陳情第9号、吉ヶ沢自治会内「宇別地区」における水道給水施設の整備についての陳情書の2件を、一括議題とします。

この陳情については、葛巻町議会総合条例第85条第1項を準用する条例第88条の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、請願第1号から陳情第9号までの4件について、今会議中に審査を終え、7月17日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業

を守る施策推進を求める請願から、陳情第9号、吉ヶ沢自治会内「宇別地区」における水道給水施設の整備についての陳情書までの4件については、7月17日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

次に、日程第7、報告第3号、平成29年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第13、報告第9号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分報告についてまでの7件を、一括議題とします。

順次、説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

お疲れ様でございます。

それでは、報告第3号からご説明申し上げます。

議案集を2枚おめくりいただき、1ページをお願いいたします。

報告第3号、平成29年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

2ページをお願いいたします。

一般会計の繰越計算書でございますが、先の30年3月定例会議で議決いただきました繰越明許予算、定住対策推進事業経費ほか全13事業につきまして、総額577,451,000円を30年度に繰り越したものでございます。

事業の進捗状況につきましては、一番上の1款、総務費、定住対策推進事業費ほか13事業中10事業が発注済み、今定例会議に契約案件として上程をお願いしております、葛巻小学校大規模改修工事を含め3件が発注でございまして、現在、発注準備等を調整しているところでございます。

3ページをお願いいたします。

報告第4号、平成29年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございます。

4ページをお願いいたします。

本件につきましては、繰越計算書でございますが、本件につきましては、28年度に繰越明許予算を設定したもので、29年度中に支出を完了すべき総額153,193,000円のうち、支出未済となった114,470,000円を事故繰越として、30年度に執行することとしたものでございます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

事業の概要及び事故繰越しとした理由等でございますが、まず、これらは、いずれも28年8月発生台風10号被害に係る復旧事業でございます。上段の方の農業用施設災害復旧事業費でございますが、江川山岸地区内の馬淵川に架かる山岸橋を架け替えるための橋りょう上部工及び下部工の2件でございます。

理由、経緯等でございますが、まず、②の橋りょう下部工につきましては、国庫補助申請のために必要となった詳細設計、あるいは計画変更手続きが必要となりましたこと

による不測の時間を要したこと、さらには3度の入札不調により契約手続きに不測の時間を要したものでございます。

①の橋りょう上部工につきましては、下部工が完了しないと施工できないため、併せて事故繰越しとしたものでございます。

次に、下段の方の公共土木施設災害復旧事業5件につきましては、災害規模が大きかったため、特にも29年度前半は28年度災害工事の資材が、工事が集中した時期でございますので、資材や人員の確保が困難で、2度の入札不調により契約手続きに不測の時間を要したことなどによるものでございます。

こうした経過から、工期がない中ではございましたが、早期復旧、あるいは国庫補助事業上の制約等もございませうことから、国あるいは県を通じて国とも協議いたし、繰越し承認を、手続きを経まして、事故繰越しとして30年度に執行することとしたものでございます。

議案集に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

報告第6号、平成29年度葛巻町水道事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告についてでございます。

本件は、先ほど、冒頭ご報告申し上げました一般会計で言うところの繰越明許費繰越計算書の報告と趣旨は同じでございまして、29年度で措置した予算の一部を30年度に繰り越して使用することとした内容を、地方公営企業法の規定に基づき、ご報告申し上げます。

8ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。資本的支出、建設改良費のうち、江川地区水道整備事業に係る29年度予算307,700,000円のうち29年度中に執行しました11,918,000円を除いた295,700,000円を30年度に繰り越したものでございます。

事業の内訳としましては、配管布設工事3件分でございます。3件とも契約繰越でございまして、冬期間での工事、あるいは工事量が例年より多かったため、工事に遅れが生じたことにより繰り越しとしたものでございますが、現在8月末までの工期で進めているところでございます。

9ページをお願いいたします。

報告第7号、平成29年度葛巻町の資金不足比率についてでございます。

本定例会議に病院事業会計及び水道事業会計の決算認定をお願い申し上げておりますことから、併せて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めるところによりまして、資金不足比率をご報告申し上げます。

健全化法制度上での算定額でございまして、概数ではございますが、葛巻町国民健康保険病院事業会計につきましては、流動資産が775,000,000円あまり、流動負債が93,000,000円あまり、葛巻町水道事業会計につきましては、流動資産が199,000,000円あまり、流動負債が94,000,000円あまりと、いずれも流動資産が流動負債を大きく上回り、資金不足が発生していないことから、比率なしでございませう。

次に、10ページをお願いいたします。

報告第8号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する

条例制定の専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項及び議会総合条例第9条第5号の規定によりまして、専決処分いたしましたので、同法第180条第2項の規定によりまして、ご報告申し上げます。

11 ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。本年3月31日付けでの専決処分でございます。

12 ページをお願いいたします。

葛巻町条例第6号となるものでございますが、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございまして、改正の趣旨でございますが、過疎地域自立促進特別措置法に定める地方税の課税免除に伴う措置につきまして、対象となる事業が一部改正されたこと、並びに、対象とする資産の取得時期に係る課税免除取得対象期間が延長されたことに伴い、所要の整備を行ったものでございます。

条文としましては、第1条で改正前の情報通信技術利用事業を削除いたしまして、農林水産物等販売業を加え、第2条で、期間を平成31年3月31日までに改めたものでございます。

13 ページをお願いいたします。

附則でございますが、1項で、条例施行日を30年4月1日からとし、2項の方で、改正後の第2条の適用は27年4月以降に、以後に新設、増設された設備としているものでございます。

14 ページをお願いいたします。

報告第9号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてでございます。

15 ページをお願いいたします。

専決処分でございますが、町有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額につきまして、6月26日付けで専決処分しましたので、ご報告申し上げます。

内容でございますが、和解の相手方は町内在住の方でございまして、損害賠償の額は600,000円、相手方が被った損害額の全額をお支払いするものでございます。

原因でございますが、去る2月、業務のため281号線を久慈方面に向かう途中、前方で右折待ちをしている車両に気づき停車しようとしたところ、スリップし、車体の一部が相手方の住宅に接触し、住宅の一部を損傷させたことによるものでございます。

以上、報告6件の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

報告第5号、平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について、ご説明を申し上げます。

5 ページをお開きください。続きまして、6 ページが説明内容になります。

2件ございます。資本的支出の建設改良費でございますけども、外構工事の分でございますが、222,000,000円の繰り越しということになりまして、外構工事につきましては、葛巻病院、旧病院の本体工事に遅れが生じておりまして、そちらが終わってからの工事になるための繰り越しでございます。

続きまして、病院事業費用の事故繰り越しでございますけども、こちらにつきましては、病院費用の特別損失ということで、旧病院の解体工事ということになります。予算額196,000,000円のうち、3月に契約いたしました127,440,000円ほどの繰り越しということになりまして、アスベストの含有量の調査に時間を要したために繰り越しするものでございます。工期が6月30日ということでしたが、アスベストの処理に時間を要しているというようなことでございまして、10月31日まで工期を延長したところでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中崎和久君）

以上で、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第3号、平成29年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第3号、平成29年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを、終わります。

次に、報告第4号、平成29年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第4号、平成29年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを、終わります。

次に、報告第5号、平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第5号、平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告についてを、終わります。

次に、報告第6号、平成29年度葛巻町水道事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第6号、平成29年度葛巻町水道事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の

報告についてを、終わります。

次に、報告第7号、平成29年度葛巻町の資金不足比率について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第7号、平成29年度葛巻町の資金不足比率についてを、終わります。

次に、報告第8号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第8号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを、終わります。

次に、報告第9号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第9号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてを、終わります。

次に、日程第14、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてから、日程第30、同意第10号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてまでの17議案を、一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (鈴木重男君)

はじめに、人事案件でございます。

同意第2号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町葛巻第56地割87番地。氏名、門場政一。生年月日、昭和31年4月30日生まれ。任期につきましては、平成30年8月20日から平成33年8月19日までの3年間とするものであります。

同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町江川第39地割103番地。氏名、川崎美由起。生年月日、昭和30年7月10日生まれ。任期につきましては、平成30年8月20日から平成33年8月19日ま

での3年間とするものであります。

同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町江川第8地割76番地16。氏名、深澤進。生年月日、昭和31年8月9日生まれ。なお、任期につきましては、平成30年8月20日から平成33年8月19日までの3年間とするものであります。

同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町葛巻第21地割15番地。氏名、藤岡俊策。生年月日、昭和24年2月16日生まれ。任期につきましては、平成30年8月20日から平成33年8月19日までの3年間とするものであります。

同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町葛巻第33地割78番地。氏名、落宰勝。生年月日、昭和38年1月15日生まれ。なお、任期につきましては、平成30年8月20日から平成33年8月19日までの3年間とするものであります。

同意第7号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町江川第24地割39番地。氏名、久保淳。生年月日、昭和49年12月27日生まれ。任期につきましては、平成30年8月20日から平成33年8月19日までの3年間とするものであります。

同意第8号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町葛巻第13地割9番地1。氏名、藤森康隆。生年月日、昭和55年1月12日生まれ。任期につきましては、平成30年8月20日から平成33年8月19日までの3年間とするものであります。

同意第9号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町葛巻第4地割11番地2。氏名、星野順子。生年月日、昭和43年2月16日生まれ。任期につきましては、平成30年8月20日から平成33年8月19日までの3年間とするものであります。

同意第10号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8

条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町田部字種屋敷 40 番地。氏名、南坂スガ子。生年月日、昭和 23 年 9 月 26 日生まれ。任期につきましては、平成 30 年 8 月 20 日から平成 33 年 8 月 19 日までの 3 年間とするものであります。

なお、全員の経歴書につきましては、添付をしておりますので、お目通しをいただきたく、お願いを申し上げます。

よろしくお願いいたします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

それでは、議案集の 16 ページをお願いいたします。議案資料の方は 2 ページをお願いいたします。

はじめに、専決処分、ご承認の案件でございますが、承認第 1 号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて。

葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告申し上げ、ご承認をお願い申し上げます。

17 ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。平成 30 年 3 月 31 日付けでの専決処分でございます。

18 ページをお願いいたします。

葛巻町条例第 7 号でございますが、葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございます。以下 31 ページまで本文全 6 条からなる改正条例案でございますが、その要旨を議案資料でご説明申し上げます。

議案資料の 2 ページをお願いいたします。

本年 3 月 31 日付けをもちまして、改正地方税法等関係法令が公布されたことを受けまして、今般、町税条例の一部を改正するものでございます。

改正となる税目は、住民税、固定資産税、たばこ税、国民健康保険税の 4 税でございます。このうち固定資産税につきましては、次のページでございますが、再生可能エネルギー発電設備に対する、いわゆる、わがまち特例の特例率の見直し等を行ったほか、新たに償却資産に係る特例措置の制度を設けたものでございます。

この特例制度につきましては、地域の中小企業の労働生産性が伸び悩んでいる現状を背景に、老朽化が進む設備から生産性の高い設備への更新を促進することを目的とした生産性向上特別措置法が、この 6 月に施行されたところでございます。

この制度では、町が導入促進計画、基本計画を策定いたしまして、国の同意を得れば、町内の製造業、小売業、ほとんどの事業所が対象になるかと思っておりますが、事業所は先端設備等導入計画を策定いたしまして、町の認定を受けるなど、一定要件の下での設備投資については、平成 33 年 3 月 31 日までの間に固定資産を取得した場合、この

資産に係る税が3年間2分の1からゼロに軽減されるという中小企業振興のための支援制度でございます。

当町の場合、軽減税率を最大のゼロにする条例改正案でございます。町では、町内事業所や商店等の存続、雇用先確保等のために、今般、この国の制度を活用いたしまして、生産基盤が改善、強化されるよう環境を整え、支援してまいりたいと考えての改正でございます。

資料の方4ページをお願いいたします。

国保税でございますが、国保税は、低所得者層の税負担の軽減を図るため、医療分の課税限度額を540,000円から40,000円引き上げて580,000円とし、一方で、5割軽減、2割軽減の軽減対象となる所得基準額につきましても、表の②、真ん中らへんのところでございますが、表のとおり、5割軽減は270,000円を275,000円に、2割軽減は490,000円を500,000円に引き上げて、軽減範囲を拡大することで、軽減対象となるハードルを引き下げているものでございます。

このほか、複数の市町村に一度の手続きで納税できるようにする共通電子納税システムの導入等が改正の主な内容でございます。

なお、施行日は、原則として平成30年4月1日からでございますが、例外もございまして、このページ下段の3、条例改正の概要というところに一覧として整理してございますので、ご確認をお願い申し上げます。

承認第1号に係る説明は以上でございまして、次に、一般会計の補正予算書をお願いいたします。議案資料は7ページでございます。

議案第19号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は、歳出では、畜産競争力強化整備事業費を新設するほか、道路維持管理経費及び基金積立金などの増額、歳入では、純繰越金、県支出金の増額及び財政調整基金繰入金の減額などが主な内容でございます。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ545,264,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,668,928,000円とするものでございます。

7ページの方をお願いいたします。

事項別明細でございますが、歳出歳入併せてご説明申し上げます。

まず、歳出の2款、総務費、1項、6目、企画費、2、協働のまちづくり推進事業経費、自治総合センターコミュニティ助成金2,500,000円でございますが、名前自治会のコミュニティ活動備品整備事業に対しまして、いわゆる宝くじ助成金の交付金が決定になったことによる計上でございます。したがって、歳入でも同額を、前ページでございますが、一番下の段に計上してございます。除雪機械、テントの購入、あるいは地区公民館のテーブル、椅子の更新等を行うものでございます。

次の10目、基金管理費、1、財政調整基金等積立金429,998,000円につきましては、前のページの下から2段目の方ですが、29年度会計からの純繰越金570,190,000円を計上しましたことによりまして、この剰余金の2分の1以上を積み立て、2分の1以上の積み立て等が義務づけられております地方財政法のルール等を踏まえまして、基金積立金を調整しようとするものでございます。内訳は、地域づくり振興基金に79,999,000

円、公共施設等整備基金に349,999,000円を積み立て、合わせて、歳入、前ページの下から3段目の財政調整基金繰入金1億円、皆減でございますが、これらを合わせて調整を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

上の段、6款、農林水産業費、1項、5目、畜産業費の畜産競争力強化整備事業費補助金71,700,000円でございますが、畜産業の収益性の向上を目指すため、葛巻町畜産クラスター計画に基づき、酪農家の大型牛舎及び搾乳関連設備等を整備しようとするものでございます。過日、事業主体であります葛巻町畜産クラスター協議会が、町、県を通じて、国の平成29年度補正予算に要望していましたが、事業採択の内示がありましたことを受けての予算措置でございます。したがって、歳入につきましても、補助率2分の1でございますが、6ページの方に同額を計上しているものでございます。

次の8款、土木費、2項、2目、道路維持費の道路維持管理経費10,900,000円でございますが、道路の長寿命化修繕工事に係る国の交付金、社会資本整備交付金でございますが、その配分額が当初見込みを上回ったため、国の配分額に併せ、町の事業費を増額するほか、冬期の凍上災害により傷んだ道路の補修等に要する経費を増額するものでございます。

補正予算は以上でございますが、議案集に戻っていただきまして、議案集の32ページをお願いいたします。

議案第20号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正案は、田の沢に整備を進めております、まもなく完成予定の住宅を定住促進住宅条例に追加し、管理、利用に供しようとするものでございます。

改正内容でございますが、第1条の表中、下町定住促進住宅の次に、名称といたしまして、田の沢定住促進住宅。位置、葛巻町葛巻第8地割26番地26。建築年度、平成30年度。構造等、木造2階建1棟。戸数、1を加えるものでございます。

なお、構造、設備等につきましては、下町定住促進住宅とほぼ同様でございますが、詳細の方を議案資料の8ページに記載してございますので、ご確認をお願いしたいと存じます。

次に、議案集の33ページをお願いいたします。

議案第21号、葛巻小学校大規模改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

葛小校舎につきまして、改修工事の請負に関し契約を締結するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議決を求めるものでございます。

工事の名称が、葛巻小学校大規模改修工事。工事場所が、葛巻町葛巻第12地割37番地1。契約の方法は、指名競争入札でございます。契約金額が、208,440,000円。契約の相手方が、株式会社丹野組でございます。

議案資料の9ページをお願いいたします。

事業概要でございますが、校舎は昭和56年の建築で、築37年が経過し、老朽化が進んできましたことから、長寿命化と快適な教育環境を整備、確保するため、改修するも

のでございます。

工事の内容でございますが、電気、給排水設備等を更新、暖房機器や配管設備等の更新、屋根塗装、外壁補修、階段床、手すり、普通教室床の補修等、それから、LED照明灯への切り替え、トイレの洋式化などを行います。工期は、来年3月29日までとさせていただきます。

議案集に戻っていただきまして、34ページをお願いいたします。

同じく契約案件でございますが、議案第22号、ふれあい宿舎グリーンテージ改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

グリーンテージの本館でございますが、改修工事の請負に関し契約を締結するため、規定により議決を求めるものでございます。

工事の名称が、ふれあい宿舎グリーンテージ改修工事。工事場所が、葛巻町葛巻第5地割170番地2。契約の方法は、指名競争入札でございます。契約金額が、204,120,000円。契約の相手方が、大伸工業株式会社でございます。

資料の方、議案資料の10ページをお願いいたします。

事業概要でございますが、本工事は、平成5年のオープンから25年以上を経過し、老朽化が著しく、屋根、内装、外壁等の早急な改修が必要な箇所が多数あること、また、スポーツツーリズムへの対応等を見越して、手狭な厨房を、約15坪ほどですが増改築し、経営品質及びサービスの向上を図り、利用者の増加を促進するために行うものでございます。

工事の概要は、屋根の葺き替え、外壁の補修、玄関脇のトイレの改修、厨房の増改築、大ホールや和風客室の襖の張り替えなどでございます。工期は、平成31年3月29日まででございます。

議案集に戻っていただきまして、35ページをお願いいたします。議案資料の方は11ページでございます。

議案第23号、財産の無償譲渡に関し議決を求めることについてでございます。

本案件は、袖山の風力発電事業を行っておりますエコ・ワールドくずまき風力発電株式会社の親会社でございますエコ・パワーに対して、町が所有しておりますエコ・ワールドくずまきの株式を無償で譲渡することにつきまして、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡財産でございますが、エコ・ワールドくずまき風力発電株式会社の株式50株でございます。1株50,000円ですので、総額2,500,000円相当の株式でございます。譲渡の相手方が、エコ・パワー株式会社。

債務超過の状態が続いておりましたエコ・ワールドくずまきの風力発電につきまして、F1T期間が満了する平成31年8月までに債務超過を解消するのは困難な状態であることから、今後の方針として、事業終了に向けて、エコ・ワールドくずまき、エコ・ワールドの株式をすべてエコ・パワーで取得し、エコ・パワーの責任において債務の清算、風車の撤去を実施する方向性が示されていたものです。

この方針に基づき、町以外の出資者の株式については、エコ・パワーへの無償譲渡は終えておりますが、当該事業はNEDOの補助事業を活用していることから、耐用年数

経過前の町の株式の譲渡は補助金返還が発生するため、耐用年数経過後に譲渡することとしていたもので、今般、無償譲渡のための手続きを行うものでございます。なお、株式を譲渡した場合、出資額の2,500,000円は町にとって損失とはなりますが、評価を依頼した第三者機関からは時価評価額はゼロになる旨の報告も受けているものでございます。

次に、水道事業会計の決算書をお願いいたします。

認定第2号、平成29年度葛巻町水道事業会計決算の認定についてでございます。

最初に、17ページをお願いいたします。

事業報告からご説明申し上げます。まず、総括事項でございますが、平成29年度は地方公営企業会計へ移行して初めての年度であり、安全で安定した水道水を供給するとともに、経営の効率化と透明性を高め、町民の快適な生活を支えるために、水道施設の整備及び給水サービスの向上の推進に努めてまいりました。

業務においては、江川地区水道整備事業を実施したほか、定期的な漏水調査や修繕を実施することにより、有収率向上にも努めたところでございます。

業務状況ですが、給水の状況は、給水戸数2,688戸、給水人口5,904人、水道普及率は94.0パーセントとなり、年間総配水量は1,147,411立方メートル、年間総有収水量は575,700立方メートルとなっております。

前年度と比較しますと、給水戸数が20戸減少、給水人口は125人の減少であり、その影響から年間総有収水量も7,524立方メートル減少、年間総配水量は50,162立方メートル減少したものでございます。そのほか減少した要因といたしまして、江川地区水道事業推進に伴う老朽施設の更新や漏水箇所の修繕により、漏水が減少したことも上げられます。

建設改良工事の概要でございますが、江川地区水道整備事業につきましては、五日市地区から中村地区までの配水管布設工事を実施し、老朽施設の更新及び有収率向上に努めてまいりました。

ページを戻っていただきまして、1ページ、2ページをお願いいたします。

決算報告書でございます。公営企業会計である水道事業会計につきましては、基本的には税抜きで決算を調整することになってございますが、予算が税込みで編成しておりますので、1ページから4ページまでの表につきましては、予算と決算が比較できるように税込みで作成してございます。なお、金額は千円単位で申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。

最初に、収益的収入及び支出についてでございます。

収入につきましては、右側2ページの決算額の欄でございますが、1款の水道事業収益が164,271,000円でございます。内訳として、1項、営業収益が113,637,000円、2項、営業外収益が50,633,000円でございます。

次に、支出でございますが、決算額、1款、水道事業費用が187,068,000円で、内訳として、1項、営業費用が169,208,000円、2項の営業外費用が17,858,000円となり、3項の特別損失は、過年度損益修正損1,728円を計上したものでございます。

なお、営業費用につきましては、水質検査等委託料、材料費、賃金等の減額、営業外

費用は企業債利息の減などにより、合わせて5,326,000円が不要額として計上しているものでございます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収入支出の部分ですが、4ページ、決算額の欄でございませう。1款、資本的収入が435,888,000円でございます。内訳として、1項、企業債が244,100,000円、2項、出資金35,744,000円、3項、補助金、国庫補助金でございますが124,840,000円、4項、その他収入が31,204,000円でございます。

支出でございますが、1款の資本的支出が436,019,000円でございます。内訳として、1項の建設改良費369,891,000円、2項、企業債償還金66,128,000円でございます。建設改良費は、江川地区水道整備事業でございますして、28年度からの繰越分と29年度、現年分の予算の一部を執行したものでございませう。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額131,212円は引継ぎ資本金、端的に言えば、旧簡易水道会計からの繰越金で、補てんしたものでございませう。

続きまして、財務諸表についてでございます。ここからは税抜きの金額でございます。

最初に、総括的に申し上げますと、損益計算書につきましては、減価償却費の計上等により35,741,000円の赤字、一方で、キャッシュ・フローでは経費の縮減等によりまして、12,384,000円の資金増となったものでございませう。

以下、各表の概要をご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。営業収益につきましては、総額で105,334,000円、同じく営業費用につきましては、減価償却費85,735,000円の計上等により164,508,000円となったことから、損益は赤字となり、59,173,000円の営業損失でございます。営業外収益につきましては、総額50,602,000円、営業外費用が27,169,000円で、損益が23,433,000円の黒字でございます。

この結果、営業損益と営業外損益を合わせた経常損益も赤字で、35,739,000円の経常損失でございます。これに、特別損失を合わせた当年度の損益は35,741,000円の純損失でございますして、企業会計初年度でございますので、前年度からの繰越金がないため、当年度の未処理欠損金も同額の35,741,000円となるものでございませう。

9ページ、10ページをお願いいたします。

剰余金計算書でございます。先ほど、損益計算書のところで申し上げました当該年度未処理欠損金を処理するものでございませうして、10ページの下の方の表の未処分利益剰余金、マイナス35,741,000円を欠損金として繰り越すものでございませう。

11ページ、12ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。資産の部でございますが、固定資産につきましては、有形固定資産が総額2,982,429,000円、同じく、無形固定資産1,555,000円、合わせた固定資産合計が2,983,984,000円でございます。流動資産につきましては、総額199,710,000円で、固定資産と流動資産を合わせた資産合計が3,183,695,000円となったものでございませう。

次に、負債の部でございますが、固定負債が1,416,429,000円、流動負債が総額

94,467,000円、これに、11ページの方ですが、固定資産形成するにあたって受けた国庫補助金を処理する繰延収益が総額926,649,000円で、負債の部の合計が2,437,546,000円となったものでございます。

資本の部でございますが、資本金が781,890,000円で、剰余金は、利益剰余金が、先ほどのとおり、35,741,000円の欠損でしたので、資本の部の合計が746,149,000円となったものでございます。負債と資本を合計いたしますと3,183,695,000円で、左側の方の資産の合計と一致するものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。1の業務活動によるキャッシュ・フローが15,523,000円、2の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス181,110,000円、3の財務活動によるキャッシュ・フローが177,971,000円となりますことから、合計しますと、一番下の段ですが、資金増加額12,384,000円が29年度において現金が増えたこととなるものでございます。

公営企業会計スタート時の資金期首残高と資金増加額を合わせた資金期末残高が184,602,000円でございます、11ページの貸借対照表に流動資産の現金及び預金の額と一致するものでございます。

以上、7件の審議に係る提案理由の説明を終わります。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

認定第1号、平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、ご説明を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。1ページ、2ページでございます。

決算報告書でございます。こちらは、予算との比較の関係で、税込みで計上しているものでございます。

収入の方ですが、病院事業収益1,073,834,000円ほどでございます。支出の方、病院事業費用1,016,786,000円ほどでございます。収支の差につきましては、プラスになっておりまして、57,048,000円ほどのプラスになっているものでございますけれども、消費税の処理をしておりませんのでプラスに出ているものでございます。

続きまして、3ページ、4ページでございます。

資本的収入及び支出でございますが、こちらは新病院の建築に係る分が主なところでございますが、収入の総額1,701,198,000円ほどございまして、支出の方につきましては1,716,140,000円ほどでございます。収支の差14,941,012円につきましては、不足しております額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

建設改良費の1,705,000,000円ほどでございますが、これにつきましては資料19ペ

ージの方に詳細を記載しておるものでございます。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思いますが、損益計算書でございます。こちらから税抜きでの報告ということになります。

医業収益と医業費用の差、医業損益につきましては315,479,000円ほどの損失ということになっているものでございます。これに医業外収益、医業外費用を合わせますと、経常損失が291,011,000円ほどになるものでございます。

そして、特別利益と特別損失を合わせますと、当年度の損益につきましては、純損失、損失を計上しているものでございまして、182,309,646円の損失ということになっておりまして、前年度からの繰越欠損金と合わせて605,535,846円の未処理欠損金ということになるものでございます。

次のページ、剰余金計算書でございますが、今、申し上げました未処理欠損金につきまして、そのまま翌年度に繰り越しの処分をするという内容でございます。

続きまして、11ページから12ページ、貸借対照表でございます。

左側、資産の部でございますけれども、固定資産につきましては、この中段、真ん中らへんにございますが、建設仮勘定が昨年度までありましたが、新病院建設に伴うことによりまして、昨年度まで、ここに税込みで計上しておりましたが、これらから消費税をすべて処理しまして、税抜きで固定資産のところに計上したものでございます。したがって、消費税を処理する段階で費用が大きくかかっているものでございます。それから、流動資産につきましては、現金が633,000,000円ほどになるものでございます。そして、合計が、資産合計4,065,038,000円ほどになるものでございます。

続きまして、右側の方、負債の部でございますが、固定負債、流動負債、それから、繰延収益につきましては、合計で3,661,000,000円ほどになるものでございます。

資本の部につきましては、資本金が997,000,000円ほど、剰余金につきましては、資本利益剰余金の分が594,000,000円ほどでございまして、資本の合計が403,070,000円ほどになりまして、負債と資本の合計が4,065,038,688円ということで、左側の資産と一致するものでございます。

続きまして、13ページをご覧いただきたいと思いますが。

キャッシュ・フローの計算書でございますが、29年度の純損失182,309,000円ほどになりますが、これらが業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローと、現金を伴わない支出等を加味いたしますと、全体で、資金の増加額ということの下から3行目になりますが、現金そのものにつきましては50,000,000円ほどの減額ということで、△が付いておりますが、50,447,292円の減額で、資金の期末残高につきましては633,689,098円ということで、貸借対照表の現金と一致するものでございます。

続きまして、17ページ、事業報告書でございます。

29年度につきましては、待望の新病院に移転いたしまして、新たな施設及び診療に係る各種システムも、年度内には順調に運用できるようになっております。

診療科につきましては、これまでどおり5科ということなのですが、一般病床につきましては9月1日から60床を42床に減少しているところでございまして、介護療養型

病床については、引き続き 18 床で運営してまいりました。

職員は 46 名、臨時職員 20 名、医師につきましては常勤、非常勤を合わせて 5 名のほか、中央病院、岩手医科大学等からの応援で診療体制づくりをしてきたところでございます。

続きまして、患者の状況につきましては、ここに記載しておりますが、詳細につきましては 20 ページのところをご覧くださいと思います。患者数につきましては、28 年度より、やや減少しているものでございますが、病床数を減少したことによりまして、病床利用率につきましては上昇しているものでございます。

続きまして、22 ページからのところをご覧くださいと思います。

収益と費用の明細になりますけれども、主だったところだけご説明を申し上げます。

23 ページの上段、長期前受金の戻入というのがありますけれども、これにつきましては、建設仮勘定に係る分の長期前受金、いわゆる国庫補助金でありますとか、一般会計の負担金からもらっていた分を繰り入れしたということによって額が大きくなっているものでございます。

それから、中段付近にございますが、特別利益の戻入益というところがありまして、退職手当引当金の戻入で 61,000,000 円ほどの金額を計上しておりますが、これは、一旦、平成 27 年の 3 月 31 日に退職引当金、制度改正がございましたので、339,000,000 円ほど計上していたわけなのですが、ここを年度末に計算し直したところ、必要額が多かったということなので、余った分を戻したということになります。

それから、賞与引当金の戻入というのは、昨年末に、翌年度、29 年度の 6 月の賞与分を引き当てていたのですが、それにかかる分が余ったということで、戻すものでございます。

それから、その下、旧病院の除却に伴う長期前受金戻入というのがございまして、これにつきましては、今、解体しております旧病院、あるいは医療機器等を除却した際、国庫補助金等一般会計からの負担金等で残っている分がございましたので、それらについて収益化するものでございます。

それから、23 ページの下段以降につきましては、費用になっております。24 ページになりますが、燃料費になりまして、昨年度なかったところでは、ペレットのところがあるものでございます。

それから、26 ページをご覧くださいと思いますが、特別損失のところ、特別損失の上、医業外費用のところの雑支出というところがございまして、控除対象外消費税というところが 258,000,000 円ほどになっておるのですが、これにつきましては、建設仮勘定で、これまで 30 億ほどの工事をしてきたのですけれども、これらは既に支払ったものなのですけれども、これらを、一旦、費用化しなければならないというようなことで、こちらの、いわゆる三条予算の方で費用化するものでございます。

特別損失につきましては、一番下のその他特別損失ということで、旧病院の除却費ということで、今、解体している工事、旧病院につきまして年度末で除却いたしまして、78,000,000 円ほど、それから、医療機器については、6,800,000 円ほどで除却しているものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、11時半まで休憩します。

（休憩時刻 11時13分）

（再開時刻 11時30分）

議長（中崎和久君）

休憩中のところ、再開します。

ここで、監査委員の決算審査の結果について、報告を求めます。

代表監査委員、馬淵文雄君。

代表監査委員（馬淵文雄君）

お疲れ様でございます。

ただいま、議長よりご指名がありましたので、病院事業会計並びに水道事業会計決算審査意見書のご報告を申し上げます。

お手元に配布されております意見書をご覧になっていただきたいと思います。

なお、先ほど決算報告書がありました総務企画課長及び病院事務局長と一部重複する部分があるかと思いますが、ご了解いただきたいと思います。

平成29年度国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計決算審査意見書。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました平成29年度の国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計決算書と証拠書類、証書類を審査しましたので、次のとおり意見を付します。

審査の対象は、平成29年度国民健康保険病院事業会計及び水道事業会計決算でございます。

審査の期間は、平成30年6月20日から6月27日までであります。

審査の方法ですが、審査にあたっては、決算書及び財務諸表等が関係法令等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態が適正に表示されているか、また、計数に誤りがないか諸帳簿と照合し、不明な点は担当者の説明を求めて審査いたしました。

審査の結果ですが、決算書及び決算附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。また、これらの計数は、諸帳簿と照合審査した範囲では、いずれも誤りがないと認められました。

それでは、国民健康保険病院事業会計の経営の成績及び予算の執行状況を申し上げます。なお、決算状況の詳細につきましては、項目別に表で示しておりますが、その表の説明につきましては、割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

はじめに、平成29年度の患者数の動向は、次の表のとおりでございます。入院患者数は、前年度比861人、5.7パーセント減少し、外来患者数は、前年度比1,927人、5.7パーセント減少しております。

次に、収益的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。29年度予算の執行状況は、収入につきましては、予算額955,960,000円に対し、決算額1,073,830,000円で、前年度比30,960,000円、3.0パーセントの増となりました。

医業収益は、予算額591,990,000円に対し、決算額588,320,000円で、執行率99.4パーセントとなり、前年度比51,180,000円、8.0パーセントの減となりました。主な要因は、入院患者及び外来患者数の減などによるものでございます。

医業外収益は、予算額231,120,000円に対し、決算額289,870,000円で、前年度比49,040,000円、20.4パーセントの増となりました。主な要因でございますが、新病院建設に係る消費税還付金16,500,000円皆増などによるものでございます。

支出については、予算額1,306,180,000円に対し、決算額1,016,790,000円で、執行率77.8パーセントとなり、前年度比142,250,000円、16.3パーセントの増となりました。繰越額127,440,000円を除いた不用額が161,950,000円となりましたが、給与費及び経費などの支出が当初見込額を下回ったことなどによるものでございます。

医業費用は、予算額1,005,250,000円に対し、決算額918,210,000円で、執行率91.3パーセントとなり、前年度比49,470,000円、5.7パーセントの増となりました。主な要因は、新病院建設に伴う消耗備品、光熱水費及び燃料費等の経費の増などによるものでございます。

医業外費用は、予算額15,150,000円に対し、決算額11,860,000円で執行率78.3パーセントとなり、前年度比6,440,000円、118.7パーセントの増となりました。主な要因でございますが、控除対象外消費税の増によるものでございます。

次に、特別利益の状況ですが、経営安定化対策としての一般会計からの繰り入れなどにより、決算額195,640,000円となりました。

次に、特別損失の状況ですが、旧病院の建物、医療機器の除却費などより、決算額86,720,000円となりました。

次に、未処理欠損金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。28年度末の未処理欠損金は423,230,000円であり、29年度純損失182,310,000円を加え、29年度末の未処理欠損金は605,540,000円となりました。

次に、一般会計からの繰入状況は次の表のとおりでございます。前年度と比較しますと、全体で415,980,000円、94.4パーセントの増となりました。主な要因は、資本的収入の企業債償還元金と建設改良費が増となったものでございます。

次に、資本的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

続きまして、財政状態について申し上げます。

はじめに、資産の状況につきましては、次の表のとおりであり、資産の合計は4,065,040,000円となりました。

次に、資本の状況ですが、資本の合計は403,070,000円で、前年度比182,310,000円、31.1パーセントの減となりました。主な要因は未処理欠損金の増によるものであ

ります。

次に、負債の状況につきましては、次の表のとおりでございます。負債合計は3,661,970,000円で、前年度比1,536,040,000円、72.3パーセントの増となりました。主な要因は、新病院建設に伴う企業債の増によるものでございます。

次に、不良債務についてですが、平成25年度以降、不良債務は発生しておりません。

次に、個人未収金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。前年度対比で670,000円、4.7パーセント増加しました。このうち、過年度の未収金は、前年度対比で100,000円、0.8パーセント減少し、現年度の未収金は760,000円、32.3パーセント増加いたしました。

続きまして、資金状況について申し上げます。

29年度のキャッシュ・フローの状況は、次の表のとおりでございます。業務活動によるキャッシュ・フローは158,520,000円の赤字で、前年度に比べ344,900,000円減少しました。投資活動によるキャッシュ・フローは982,200,000円の赤字で、前年度に比べ333,340,000円減少しました。財務活動によるキャッシュ・フローは1,090,280,000円の黒字で、前年度に比べ450,450,000円増加しております。

以上の3区分から、当年度の資金は前年度に比べ50,450,000円減少し、資金期末残高は633,690,000円となりました。なお、資金期末残高は貸借対照表の現金及び預金と一致しております。

結びでございますが、29年度決算は182,310,000円の赤字決算となりました。この結果、繰越欠損金が増加し、当年度未処理欠損金は605,540,000円となりました。新病院建築に係る物品購入等の費用増加や入院、外来患者数の減少が主な赤字要因と考えられます。

新病院建築にあたり、新医療機械や新医療システムの導入、診療時間に対する課題を考慮しながら、困難が伴う引越し作業をスムーズに終え、予定どおり新病院に移行できたことは職員各位の努力の成果であります。

29年度は、禁煙外来、睡眠時無呼吸症候群の検査、訪問診療、フットケア外来や糖尿病教室の開催を継続するなど、医療サービスの向上に努めてまいります。努めてまいりました。引き続き、町民の健康増進のための取り組みを進めてもらいたいと思います。

個人未収金の徴収は厳しさを伴い、前年度より未収金額が増加していますが、対象者への定期的な接触は継続されております。引き続き、徴収に努めてもらいたいと思います。

待望の新病院が完成し、患者に対する外来、入院環境が著しく改善されました。また、近代的医療機械が整備されるなど、町民の望む高度な医療体制が構築され、住みよいまちづくりに、さらに大きく前進しました。引き続き、地域医療の充実に向けた取り組み強化と救急医療の体制構築に努め、町民の健康の維持、増進を目指し、近隣市町村の住民からも多く利用される医療機関となるよう、新病院機能を最大限発揮されることを望むものでございます。

続きまして、水道事業会計の経営の成績及び予算の執行状況を申し上げます。なお、決算状況の詳細につきましては、項目別に表で示しておりますが、その表の説明につき

ましては、割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

はじめに、平成29年度の業務状況は、次の表のとおりでございます。29年度末における給水人口は5,904人で、前年度と比較すると125人、2.1パーセント減少しております。給水区域内人口に対する普及率は94.0パーセントで、前年度と比較すると0.1ポイント増加しております。年間総配水量は1,150,000立方メートルで、前年度と比較すると50,000立方メートル、4.2パーセント減少となっております。配水量に対する有収水量の割合を示す有収率は50.2パーセントで、前年度より1.5ポイント増加しております。年間料金収入が、前年度より733,000円、失礼しました。7,330,000円、6.5パーセント増加していますが、これは、28年度は簡易水道事業特別会計の廃止により、3月末で打ち切り決算としたため、3月利用分の料金が29年度収入になっているためのものがございます。

次に、収益的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。29年度予算の執行状況は、収入については、予算額195,440,000円に対し、決算額164,270,000円となりました。

営業収益は、予算額123,660,000円に対し、決算額113,640,000円となり、営業外収益は、予算額71,780,000円に対し、決算額50,630,000円となりました。支出については、予算額192,400,000円に対し、決算額187,070,000円で、執行率97.2パーセントとなりました。

営業費用は、予算額172,690,000円に対し、決算額169,210,000円で、執行率98.0パーセントとなり、営業外費用は、予算額19,700,000円に対し、決算額17,860,000円で、執行率90.6パーセントとなりました。

次に、特別損失の状況ですが、過年度損益修正損により、決算額1,728円となりました。

次に、未処理欠損金の状況につきましては、次の表のとおりでございます。29年度純損失は35,740,000円となり、そのまま29年度末の未処理欠損金となりました。

次に、一般会計からの繰入状況は次の表のとおりでございます。29年度の繰入状況は46,580,000円でありました。内訳は、企業債償還利息分が10,840,000円、企業債償還元金分が35,740,000円です。

次に、資本的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

続きまして、財政状態について申し上げます。

はじめに、資産の状況につきましては、次の表のとおりで、資産の合計は3,183,700,000円となりました。

次に、資本の状況ですが、資本の合計は746,150,000円となりました。

次に、負債の状況につきましては、次の表のとおりで、負債合計は2,437,550,000円となりました。

次に、不良債務についてですが、29年度において不良債務は発生しておりません。

次に、個人未収金の状況は、次の表のとおりでございます。前年度対比で120,000円、17.0パーセント減少しました。

過年度の未収金は発生しておりません。

続きまして、資金状況について申し上げます。

29年度のキャッシュ・フローの状況は、次の表のとおりでございます。業務活動によるキャッシュ・フローは15,520,000円の黒字となり、投資活動によるキャッシュ・フローは181,110,000円の赤字、財務活動によるキャッシュ・フローは177,970,000円の黒字となりました。

以上の3区分から、当年度の資金は12,380,000円増加し、資金期末残高は184,600,000円となりました。なお、資金期末残高は、貸借対照表の現金及び預金と一致しております。

結びでございますが、29年度は、公営企業会計適用の初年度であり、決算は35,740,000円の赤字決算となりました。公営企業会計上、資産の減価償却費が計上され、その額が85,740,000円と多額であったことが大きな要因と考えられます。

当町は広い面積を有しており、配管総延長距離が長い上に、浄水場施設が多いことから、減価償却費が多額になっております。

収益では損失が発生しておりますが、水道事業は住民の生活に欠かせないライフラインであり、生活用水として重要不可欠な側面を有するものであります。引き続き、安定的な給水事業に努めてもらいたいと思います。

他方、水道事業は、火災発生時は消火活動の水利として、また、災害発生時には被災者等への緊急給水支援などとして、重要な一面を担っており、極めて公共性の高い事業と言え、引き続き、維持管理には万全を期していただきたいと思います。

未収金の徴収は、定期的な電話催告等で接触を図っております。引き続き、徴収の創意工夫を期待しております。

法適用初年度であり、多くの困難を乗り越え、限られた人員の中、夜間の漏水修繕や、江川地区水道整備工事等を並行し推し進め、給水確保に万全を期した職員の努力が伺える内容のものでございます。

以上、意見書の概要の一端を申し上げ、平成29年度病院事業会計及び水道事業会計の決算審査意見書の報告といたします。よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

これで、監査委員の報告を終わります。

ただいま議題となっております承認第1号から同意第10号までの17議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました承認第1号から同意第10号までの17議案について、今会議中に審査を終え、7月17日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から同意第10号までの17議案については、7月17日の最

終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩します。

(休憩時刻 | 1時55分)

(再開時刻 | 3時00分)

議長 (中崎和久君)

休憩中のところ、会議を再開します。

日程第31、一般質問を行います。

今回の定例会議には、1名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

4番、柴田勇雄君。

4番 (柴田勇雄君)

私は、今次定例会議一般質問に、次の2項目を通告しておりますので、これから質問に入らせていただきます。

はじめに、1項目目の森林環境税及び森林環境譲与税(仮称)の創設に係る町の対応についてを伺います。

当町の森林面積36,810ヘクタールは、町面積43,499ヘクタールの約85パーセントを占め、その中で、特に民有林は36,053ヘクタール、82パーセントと圧倒的に多く、この数値から見ても林業が町の基幹産業の所以となっています。

森林は、直接、私たちの日常生活に深い関わりを持っております。住宅用建材や家具、紙の原料、木炭等の原材料となる木材を生産します。貴重な野生動植物の生息の場や自然に親しみ、森林と人との関わりから心身の癒やしや安らぎの場の提供もあります。また、きのこや山菜など山の恵みとして私たちは受けることができます。

木は空気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を出しながら成長していきます。森林の育成整備は地球温暖化防止につながり、CO₂吸収源とも言われております。森林に降り注いだ多くの雨は一時的に貯留され、ゆっくり地表に出て、沢や川となり、水源涵養の役割を果たします。同時に洪水の緩和機能も果たすため、下流域の洪水等による災害防止の働きもあります。このように、森林は二酸化炭素を吸収する地球温暖化防止機能、災害を防ぐ国土保全機能、水資源を確保する水源涵養機能等の多面的公益機能を兼ね備え、私たちの生活に恩恵をもたらしております。

森林を育てるためには、地ごしらえから始まり、植林、下刈り、枝払い、間伐、伐採

といった手間がかかる作業を継続的にやっていく必要があります。加えて、適切な森林作業をするには、林道整備や高性能の林業機械化の導入を図る必要もあります。植林から伐採まで、実に数十年の年月を要する息の長い仕事が森林の管理と言われております。しかし、長く続く国産木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、担い手不足、所有者の不在村化などから森林経営を巡る実態は、町はもとより全国的に厳しい実情にあります。

こうした厳しい事態の打開に向け、町議会では平成25年9月議会と29年9月議会の2回にわたり、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるための森林環境税創設の意見書を国に提出するとともに、全国森林環境税創設促進連盟に加入し、その実現を要望してまいりました。このような議会活動経緯を踏まえ、去る5月29日に全議員が東京に出向き、林野庁、総務省の担当官から森林環境税と森林環境譲与税の内容について種々説明を受けてまいりました。その概要によりますと、森林環境税、これは仮称でございますが、の創設は、平成36年度から国税として個人住民税均等割に1,000円の加算課税、森林環境譲与税の創設は、平成31年度から都道府県と市町村に前倒し譲与の開始をしたいという内容でありました。次期通常国会において森林関連法案の見直しを踏まえて、平成31年度税制改正を図り、制度開始したいという内容のものでございました。この中で、特に自然条件が悪く、採算ベースに乗らない森林については、市町村自らが管理を行う新たな制度も創設されるため、森林環境譲与税の有効活用策について、あらかじめ念頭に入れていただきたいとの説明もありました。

そこで、次の事項について伺います。

一つ目に、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されるにあたっての町長のご所見をお聞かせいただきたいと思います。

二つ目に、町土の85パーセントの広大な森林面積を有している当町ですが、町内森林資源の現状について伺いたいと思います。

三つ目に、市町村の約8割が民有林の森林整備が行き届いていないとの林野庁の調査結果がありますが、町内森林管理の現実、実態について伺います。

四つ目に、平成31年度から森林環境譲与税が計上されると思われませんが、今後、当町に譲与される森林環境譲与税の試算等々についてはどのようになるでしょうか。お伺いをいたしたいと思います。

五つ目に、森林環境税に類似した制度として、平成18年度開始のいわての森林づくり県民税があります。これを活用しての、これまでの町内事業者等の実施状況を伺いたいと思います。

六つ目に、森林環境税及び森林環境譲与税創設後における町の森林整備等推進に係る強化対応策を伺います。

次に、2項目目のJRバス葛巻駅構内舗装破損等対応について伺います。

はじめに、このJRバス葛巻駅舎の生い立ちについて、その歴史を紐解いてみました。昭和13年に葛巻村議会で現在位置の新町地区に省営、当時の鉄道省経営、バス駅舎の設置を決定し、翌年の昭和14年から葛巻・沼宮内間を省営バス沼宮内線が開通して既に80年を刻む長い歴史があります。その後、昭和18年に久慈線、昭和22年に岩泉線、昭和23年に小鳥谷線がそれぞれ開通し、葛巻駅を核に中心市街地として交通の要衝と

して商店街や町並みが形成され発展してきた歴史的経緯があります。

近年においては、過疎化をはじめ自動車免許の取得や自家用車の普及発展、道路事情の整備、地域経済の伸展等から交通事情が一変し、バス利用者が激減の一途をたどってはいるものの、地域の高齢の方や車を持っていない方にとっては、バス路線はなくてはならない生活確保の命綱であり、駅舎はその待合施設として必要不可欠な役割を果たすものです。

一方、近年、JRバス葛巻駅構内を活用して毎年、春夏秋冬にわたり開催の、まちなか活性化協議会による、まちなか賑わい創出事業各種イベントに対し、町では助成措置を講じ、中心市街地活性化に取り組んでいることは重々承知いたしております。

このような状況の中、去る6月8日、町議会輝くふるさと常任委員会では、JRバス駅構内のアスファルト舗装の破損状況を視察いたしました。大きな穴に入れられた小石が周辺に散乱するとともに、大小様々な穴が数多く見受けられ、また、アスファルト舗装に無数の亀裂が生じているなど、その損傷は激しいものでした。JRバス葛巻駅は小さな駅ですが、町民が行き交い、町民が会おう場所であり、駅舎は地域や町への入口、顔となる最も身近な社交場となり、公共的役割を担っている大事な建築物であります。

そこで、次の2点についてお尋ねをいたします。

一つ目は、葛巻駅構内破損状況については、町当局でも確認していることとは思いますが、その現状認識と、所有者でありますJRバス東北本社への改修要請等はどのように行われているのか伺いたいと思います。

二つ目に、駅舎は障がい者や高齢者、観光来町者等、不特定多数の方々が利用するところです。特に、車いす使用の方にとっては、スロープがないため駅舎を利用することができません。駅舎に置いてあるシルバーカー利用も、スロープがないため一人での上げ下ろしは不可能の状態です。また、足、膝の不自由な方は、手すりがなく難儀しての駅舎利用となっております。

一方、冬期間の駅構内の除雪ですが、除雪対応が遅く、路面凍結による転倒負傷者の発生や乗降者の利用に支障をきたしている現状にあります。さらに日暮れが早い時期には、駅前が暗すぎて、足下が悪く、これが葛巻中心街かという苦情も出ております。これら安全・安心を提供し、利便性を向上させ、もっとやさしい駅舎とするための町の対応策の考えについて伺いたいと思います。

第1回目の質問といたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問に、お答えをいたします。

1件目の森林環境税及び森林環境譲与税、仮称ではありますが、その創設に係る町の対応について、お答えをいたします。

1点目の森林環境税及び森林環境譲与税が創設されるにあたっての町長所見につい

てであります。

森林、林業施策の推進は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などに大きく貢献する一方で、恒久的、安定的な財源が大幅に不足している状況にあります。

森林環境税は、貴重な資源・財産である森林を次世代にしっかりとつなぐため、地方のみならず、広く国民に負担を求めることを基本とし、森林の公益的機能の持続的な発揮や、森林、林業、山村対策を抜本的に強化するための財源となるものであります。

こうした中、昨年12月に、平成31年度で森林環境譲与税を、平成36年度で森林環境税を、それぞれ創設することを明記した、平成30年度税制改正大綱が閣議決定され、平成31年の通常国会で成立する見込みとなったものであります。

この間、山村地域を取り巻く情勢は大きく変化し、急速な少子高齢化と人口減少、さらには、林業従事者の高齢化や後継者不足など、ますます厳しさを増してきております。

このような状況を踏まえすと、森林環境税の創設は、我が町をはじめとした山村地域が果たす役割の重要性を国からも理解を得られたということであり、今後、地方創生の観点からも、さらに山村振興が強化されていくことを願うものであります。

次に、2点目の町内森林資源の現状についてであります。

本町における森林面積は約36,800ヘクタールほどで、総面積の86パーセントを占めており、うち民有林が約36,000ヘクタール、全体の98パーセントに対し、国有林は約800ヘクタール、全体の約2パーセントほどの割合となっております。

森林資源別では、人工林が約16,000ヘクタール、全体の約43パーセントとなっており、主な樹種としましては、カラマツやアカマツが多く造林されております。

また、天然林は約20,800ヘクタール、全体の約57パーセントとなっており、木炭や椎茸原木等に利用されるナラや、その他の広葉樹が約8割を占めているほか、アカマツの天然林も多いことが特徴であります。

民有林における樹齢構成につきましては、36年以上経過しました7齢級以上の森林が全体の約7割を占めており、これまで木材は全国的な生産量に対し、市場ニーズが一致していないことなどによって、価格の低迷が続いておりました。

近年では、針葉樹のカラマツを素材とした集成材や合板材、アカマツを素材とした壁材や床材など、建築資材としての利用が高まっているほか、木質バイオマス発電所の燃料としても利用されているところであります。広葉樹につきましても、上質紙向けのパルプの原料として一定のニーズがあり、町内に多く賦存する樹種の木材価格については安定的な傾向にあることから、当町では毎年一定の面積で伐採が行われてきたところであります。また、伐採後においては、再造林も進められてきており、森林資源の有効活用と森林再生のサイクルが適切に行われていると認識をいたしておるところであります。

次に、3点目の町内森林管理の実態についてであります。

町では、平成25年に策定した葛巻町森林整備計画により、国の補助事業等を活用し、民有林の整備が適正に行われるよう努めているところであります。

森林の育成に係る除間伐につきましては、年間約160ヘクタールを実施しており、間

伐された木材はパルプの原料等に利用されております。

また、主伐につきましては、近年は、年間約200ヘクタールほどで推移しており、うち約3割程度が再造林されている状況でございます。

再造林につきましては、伐採面積の約6割が広葉樹である関係から、年によって実績は異なりますが、おおよそ7割から9割が天然林更新となっており、針葉樹の人工林につきましては5割以上で再造林が行われているものと思われま

す。これらの森林整備事業には、町単独でも嵩上げの補助金を交付しているところであり、間伐材の利用促進を図るため、徐間伐に対しましては事業費の5パーセント分を、間伐材搬出につきましては、搬出材積1立方あたり1,520円をそれぞれ助成をしているところであります。

また、再造林につきましては、事業費の10パーセント分を国の補助事業に上乘せする形で助成を行い、事業の推進を図っているところであります。

次に、4点目の当町に譲与される森林環境譲与税の試算についてであります。

現時点で、制度の詳細につきましては国から示されていない状況にありますので、岩手県が実施しました説明会の内容をもとに回答させていただきます。

森林環境譲与税につきましては、平成31年度から譲与が開始される予定であり、平成36年度までの財源については国の借入金を、平成37年度以降においては森林環境税をそれぞれ充当し、交付されることとなります。

平成31年度においては、200億円を市町村に80パーセント分、都道府県に20パーセント分を配分する計画でありまして、その後、段階的に配分割合を見直し、平成45年度以降は市町村に90パーセント分、都道府県に10パーセント分が配分される見込みであります。

市町村に配分される譲与額の積算につきましては、総額を私有林人工林面積に50パーセント分、林業就業者数に20パーセント分、人口に30パーセント分をそれぞれ配分をし、按分した額を合算して交付することとされております。

このことを踏まえ試算した結果、平成31年度に町が交付を受けるとされる譲与額は、おおよそ20,000,000円程度となる見込みであります。

次に、5点目のいわての森林づくり県民税を活用しての町内事業等の実施状況についてであります。

岩手県では、森林環境を守り、森林が持つ公益的機能を維持、増進させ、次の世代に森林を良好な状態で引き継ぐことなどを目的に、平成18年度にいわての森林づくり県民税を創設し、当初、平成22年度までの5年間の予定でありましたが、その後、さらに10年間延長することとし、実施期間が平成32年度までとなっているところであります。

いわての森林づくり県民税は、間伐等による森林環境の保全を目的とした、いわて環境の森整備事業のほか、森林づくり活動への助成を目的とした、県民参加の森林づくり促進事業、児童・生徒等を対象とした森林環境学習の開催を目的とした、いわて森のゼミナール推進事業などに財源が充当されているものであります。

町内での活用実績ではありますが、これまでの実績を平均しますと年間で約40ヘクタ

ールの徐間伐事業を実施しているほか、1団体が伐採跡地の再生や生物の多様性保存の事業を実施、小学校1校においては、森林学習を目的とした森林散策、樹木観察の事業を行っております。

次に、6点目の森林環境税及び森林環境譲与税創設後における町の森林整備等推進に係る取り組み強化対策についてであります。

国では、今国会において、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、新たな森林管理システムを創設するための森林経営管理法を成立させたところであります。

新たな森林管理システムでは、適切な森林管理を促すため、森林所有者の責務を明確化するとともに、森林管理ができない所有者については市町村に管理を委ね、経済ベースにのる森林を意欲と能力のある林業経営者に再委託する仕組みとなります。

また、自然的条件などから、経済ベースにのせることが困難な森林については、市町村が公的に管理することとなり、森林整備や人材育成、担い手の確保など、システムを円滑に機能させるために必要な財源を森林環境譲与税の一部で賄う予定となっております。

森林環境税及び森林環境譲与税の創設につきましては、平成31年度税制改正に盛り込まれる予定であり、現時点で詳細が明らかになっていないことから、今後の動向等を注視しながら、適正な対応と取り組みの強化について検討してまいりたいと思っております。

次に、2点目のJRバス葛巻駅構内の舗装破損等対応について、お答えをいたします。

1点目のJRバス葛巻駅構内舗装破損状況を見分しての町の現状認識とJRバス東北本社への改修要請についてであります。

まず、JRバス葛巻駅構内の管理状況につきましては、平成16年から駅舎建物と屋外トイレについて、JRバス東北株式会社から葛巻町産業振興協議会が借り上げ、1階の半分と2階部分を商用スペースとして賃貸し、1階待合室部分と屋外トイレについては、業務委託により管理しているところであります。

また、駅舎建物と屋外トイレ以外の駅構内の敷地及び付帯施設につきましては、まちなかイベント開催などの際に、JRバス東北株式会社のご厚意により無償で使用させていただいておりますが、管理自体はJRバス東北株式会社が直接管理しているところであります。

こうした中、JRバス駅構内の状況につきましては、経年経過などによるアスファルト舗装面の損傷のほか、凍上被害による段差など、劣化が著しい状況にあると認識しております。これまでも、年度当初など必要に応じて改修の要望を行ってきたところであります。本年度も、JRバス東北株式会社二戸営業所を通じ、本社に改修の要望を行ったところであり、今後においてもJRバス東北株式会社と協議を行い、改めまして早期の改修を要望してまいりたいと思っております。

次に、2点目の障害者、高齢者、観光来町者等に安全・安心を提供し、もっとやさしい駅舎とするための早期除雪、スロープ、手すり等の設置についてであります。

1点目でお答えしましたとおり、駅舎建物と屋外トイレにつきましては、町産業振興

協議会がJRバス東北株式会社と賃貸借契約を締結しており、施設の維持保存に必要な保守、修理に係る経費は、借り受け側である町産業振興協議会が負担することとしております。

そうした中、町においては、これまでもドアや床のほか、雨漏りなどの修繕を適宜実施してきているところではありますが、状況を変更する大規模な改修につきましては、JRバス東北株式会社本社との協議が必要となるものであります。

これまでも、利用者に安全・安心を提供する観点からスロープ、手すりの設置が望まれているところではありますが、設置スペースがJRバス運行上の支障になり得る可能性もあることから、JRバス東北株式会社とは、さらに密な協議を進めてまいりたいと思っております。

また、早期除雪につきましては、本来的には、敷地の管理者であるJRバス東北株式会社が行うものでありますが、これまでも予想を超える大雪などの際にはJRバス東北株式会社からの要請を受け、町において早期に実施してきており、今後も同様に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございました。

まず、森林環境税の関係でございますが、非常に、町長の所見としても期待しているというようなことのようにですが、現在、町ではいろいろな資源がたくさん、先ほどお聞きしましても、このように天然林、あるいは人工林、いろいろなものが植栽になっているということは分かりました。

そこで、この森林環境税、譲与税が創設されることによって、将来、今後、天然林とか人工林、どのような振興策が図られていくのか、その面積とか、それから、これを拡大していくためには林業従事者の問題もありますでしょうし、今、減少している中で、そういったような問題もあるでしょうし、それからまた、その森林を所有している方が町内におられなくて、全然行き届いていないというようなことも考えられます。そういったようなことが、今度、この譲与税の中では町村に権限が、やらなければならないというようなことになってくるようですが、そういったような、創設されることによっての今後の対応が、現在よりも対応策が強化されていくのかどうか、まず、お伺いをしたいと思います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

ただいまのご質問に、お答えいたします。

森林環境譲与税が実施された場合に、これから、どういう形になるかということでございますが、今回の今国会で新たに森林管理システムということで、今後の森林の管理の方法が新たに示されてきているところでございます。

その概要等を申しますが、先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、森林所有者に適切な森林管理を促すための責務を明確化するということと、それから、あと、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合は市町村が森林経営の管理を、委託を受けて管理をしていく形になることと、それから、あと、森林経営に、その中で、森林経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託するということ、そして、再委託できないような、自然的条件等であまり経済的にペイしないような、そういった森林につきましては、町の方が管理するというような、これからの管理方法になってくる形になります。ですので、こういった制度が今回できまして、来週ですが、7月10日頃に県の詳細の説明会がございますので、そういったのを受けながら、今後、実際の取り組みをしていく形になるところでございます。

このシステムを進めていくにあたって、町側のこれからやっていかなければならない新たな業務的な括りがございまして、それは、ひとつは、今のご質問にもありましたとおり、森林所有者の意向調査で、特に町外の所有者等がどういう管理ができるのか、できないのかというような、そういった部分の把握をすること、それから、あと、経営管理権の集積計画の作成をしながら、それを進めていくという形になるわけですが、市町村とその経営者との経営権の設定、そういった設定をするということと、それから、あと、経営管理実施権の配分計画の作成ということで、これは、民間事業者に再委託する手続きになりますが、そういった作業、それから、あと、管理できないような部分を直営で管理する場合の経営計画、そういったものを策定する、そういった業務が新たに出てきますので、そういった部分をしっかりと進めながら、管理を進めていく方向になると考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

次に、影響額ということで、試算をお伺いいたしましたけども、先ほど、平成31年、来年度は20,000,000円程度ではないのかなというようなお話でございましたが、これは第1段階で、徐々に増えていくような感じがしておりますが、これが満額になれば、どの程度になるか、お伺いしたいと思います。それで、あくまでも住民税の1,000円加算については、平成30、もう平成がなくなりますか、平成36年度から、それまでは徐々に、この譲与税が増えていくというようなことですが、これが仮に満額になったとすれば、どのくらいになるのか、試算があったらお知らせをいただきたいと思っております。それで、これが、現在の事業量に、いただく譲与税がくるわけですので、譲与税として使えるのが、いろいろな活動事業費として有効活用を図っていくつもりなのか、その見通し等についてはどのようなお考えなのか、お知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

31年度の配分につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、200億円を市町村に80パーセント、それから、県に20パーセントという形になりまして、そのうち、いろいろな要件等を含めて計算すると、町には20,000,000円ほどの譲与税になるという見込みであります。これが、段階的に森林環境税の額が上がっていきまして、45年、最終的には600億の税を見込んでいる形になります。ですので、600億になって、今と同じような試算を見た場合には、最終的には50,000,000円ほどの見込みになるかなということ、試算をしているところでございます。

それから、あと、いろいろな、現段階で、税でこういった形の部分に活用できるかという部分が全くまだ見えておりませんので、先ほど言いました管理システムにおける森林管理に係る部分についてを中心にしながら、いろいろな、これから示される中で、今までやってきている事業等で、そういった部分を活用できるとすれば、さらに上乘せしたり、拡充したりとか、あるいは新たな事業を起こすとか、そういった形での事業展開になるものと考えております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

この事業ですが、この譲与税の使い方なのですが、例えば、国庫補助等との併用も、これが可能な譲与税というような形になるのか、お伺いをいたしたいと思います。この譲与税との補助金との関わり、どのような内容になるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

先ほどご説明しましたとおり、まだ、そういった本当に細かな部分の状況が把握しきれれておりませんので、これから県等の説明会もあるかと思っておりますので、そういったものを踏まえての対応ということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

まだ、はっきりしないというようなことのようにですが、それはそれとして、似たような制度で県民税があるわけですが、それに、全国的な情報を見ても、ハード事業が主体になっていると、ソフト事業の方がちょっと弱いのではないかとというような言われ方をしております。この事業では、ソフト事業もいろいろ使えるような内容のようですが、たぶん、こういったような本格的な譲与税が出てまいりますと、このソフト事業にも十分意を注ぐような、やはり住民と森林との関わりをつなげるような良い施策を考えていく必要があるのではないかと、このように思っておりますが、県内の県民税の用途についてもハード事業の方が多く使われているというようなことがあるようですが、そういったようなことも、今後、この有効活用を図る際にはソフト事業面についても十分な対応を考えていただきたいなど、このように思っております。そういったような意味では、これから住民と森林環境譲与税との関わりは非常に、広報なども必要かと思っております。しかも、実際に平成36年度から始まる均等割への1,000円加算、こういったようなことも、まず、足下の町民の方々から十分理解をしていただかなければならない内容ではないかと、このように思っております。こういったような広報面について、今後、どのような住民の方々へ理解を深めていくような施策をとっていくのか、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

管理の関係の部分に関わる制度につきましては、今国会で通って、新しい管理システムでの森林管理という形になりますので、そういった関係の部分で、いろいろ森林所有者の意向等の確認をしていかなければならない状況になっていきますので、そういう意味での周知等もしながら、併せて、森林環境税等の情報がもう少し分かった段階で、どういう形で周知していけばいいのか含めて整理しながら進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

それから、山林所有者の方が町外転出になっているというようなお話も聞いておりますが、実態はどのようになっているのか、もしお分かりでしたら、お知らせをいただきたいと思っておりますし、また、その管理状況も併せてお知らせいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えします。

町民の森林所有者等の関係の部分の整理というのが、ちょっと今の段階で整理しきれいていませので、来週行われる県の方からの説明会等で、そういった町外の在住の所有者等の部分の意向調査等も含めて調査をしながら、事業を進めてくるといふ形での事業内容になるというようにも前段階の情報で受けておりますので、今後、そういった部分を整理して対応していきたいと考えております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

まず、これは長年、議会でも取り組んできた森林環境税でもございます。そしてまた、これが創設になった暁には、従来よりも、この施策が強化充実していかなければ全く意味のない環境税でございますので、こういったようなことが、これから実際に始まっていくわけでございますから、内容を吟味の上、この林業経営が自立して、また、拡大できる、安定したものになるような施策を、これらを活用したもので、ぜひ振興策を図ってもらいたいということでございます。

最終的には、ゆくゆくには50,000,000円ほどというようなことになりますので、現予算にこういったような予算が重なるようなシステムで企画していただければ、この譲与税の有り難さをさらに実感するのかなと思っておりますので、ぜひ、こういったような事業を早期に確立をしていただいて、県内はもとよりですが、やはり全国的にモデルになるようなシステムを確立していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次に、JRバスの舗装なのですが、見ていただいているとおりでございますが、表面上は産業振興協議会というようになっておりますが、実際、産業振興協議会でも頑張っていることとは思いますけれども、この産業振興協議会でも町の支援を受けて活動していることと思っております。こういったような部分については、要望だけでも、なかなか実現しきれない部分があると思っておりますが、産業振興協議会に町で支援をして、そういったような、先ほど申し上げたような中身を、ぜひ早く改善しなければ、いつまでも同じような対応ではないのかなと思うのですが、これは副町長から答弁をお願いしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

JRの構内の改修ということでございますが、これにつきましては、先ほど町長からも申し上げましたように、これまでJR本社との管理契約と申しますか、そういう中で基本的な話も含めながら、ご答弁を申し上げているところであります。

そういう中に、今、構内の改修ということですが、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、これまでも構内で四季のイベント等も10年ほど前から利用させていただいているところでありますし、そういう中で、高齢者、あるいは障がい者の人たちも利用しやすいような環境ということの中で、これまでも修繕等々につきましてはJRの二戸営業所、さらには本社の方も通じながら、これまでも再三にわたり、そういう事情を説明しながら、要望もしてきたところであります。

そういう中に、これまでも、例えば、スロープの整備ということ等につきましても何年か前から、そういう話もございまして、本社の方とも、そして、現地も見ていただきながらお願いをしてきたところでありますが、その際にも、どうしても構造上に、そのJRバスの運行上の関係からの部分等で一定の影響等のお話もありましたが、これらにつきましても、先般も再度確認していただきまして、その取り付けの構造等についても、さらに、こちらからも提案いたしまして、それを今、具体的に本社の方でも検討させていただいているという状況にあるものであります。

それから、舗装の関係につきましても、本社の方としては、当然、所有がJRにあるわけでありますので、その事情というのは十分理解はさせていただいております。そういう中に、その諸修繕と申しますか、そういう形等も作りながら、併せて、全体的にどうしなければならないかという部分も併せて検討させていただいているというのが現段階の状況であるものであります。いずれ、再三にそういう状況を、現地を見ながら、あるいは本社からも、こちらの方に一緒においでになっていただきながら、現場での確認等もしながら、ここまで、その要望をお願いをしてきているものでありますので、さらに要望をしながら、実現してまいりたいと、このように思っているところであります。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

なかなかJRバスの本社の要望だけに留まっているようですが、実際に使うのが、あの駅舎は町民の方々が主体的に使うものです。もう何年も、この問題については前から私も申し上げてまいりました。ちょっとしたスロープとか手すりくらいは、安全対策としては、ぜひ、なくてはならない駅舎の義務ではないかと、このようにも思っております。そういったような部分では、この産業振興協議会などと、よく協議しながら、町のできる分から、やれるところはやっていかなければ、いつまでも修理にならないのではないのかなと思います。こういったような面についての、まず、小さなものからでもいいですから、早急な対応が必要だと思っておりますが、もう一度お願いしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

事情は十分理解しておりますし、認識もしております。ただ、進める段階では、どうしても先程来お話ししております、JR側の財産に関わる町の工事の関係でありますので、この関係も含めて協議をしながら、まず、基本的にJR側の事業として考えていただきながら、その中での様々な話があるかもしれませんが、いずれ、その事情が事情といえますか、こういう状況でございますので、利用者の高齢化、あるいは障がい者のそういう状況の中での利便性を高め、あるいは安全性を高めていくという観点の中で、今、本社の方とも話を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

所有者のJRバス、所有者がなかなか動かないというようなことも伝わってきているわけですが、いずれ、このままであれば、まちなか活性化は図られません、実際。そういったようなことも、町当局では認識していただきたいと思っておりますし、直接、あるいは住民の方々の声が届いていないかもしれません。切実な声として、さらに、こういったような部分については、今後、議会活動として働きかけていきたいと思っておりますので、早急な対応を求めたいと思っております。

私からは以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、7月9日から13日までの5日間を休会としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、7月9日から13日までの5日間を休会とすることに決定しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、承認第1号から同意第10号までの17議案の審査については、7月10日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

（散会時刻 13時55分）